四　［略］

五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超二九実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六　侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム（プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したものであって、これを受け取るシステムの所有者又は管理者の許可を得た場合にのみ動作するもののうち、更新又は改良されるプログラムを本号に該当するプログラム又は侵入プログラムに変更しないように設計したものを除く。）又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七　［略］

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

十六　技術（プログラムを除く。）であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八条第九号イに該当するもの（同号へに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの又は第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八条第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの

十七　プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八条第九号イに該当するもの（同号へに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの又は第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八条第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの

2～4　［略］

第二十二条　［略］

2～4　［略］

四　［略］

五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六　侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七　［略］

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

十六　技術（プログラムを除く。）であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七　プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

2～4　［略］

第二十二条　［略］

2～4　［略］